

## 中央小・星宮小再編成準備委員会各専門部会の進捗状況

### 1 学校運営部会

【第1回】 令和元年11月13日（水）

◎ 部会長・副部会長の選出

- ・ 部会長：中央小学校長 柿沼委員
- ・ 副部会長：星宮小学校保護者代表 梶野委員

◎ 校名について

- ・ 選定方法 → 公募
- ・ 応募の対象範囲 → 市内外問わず応募可
- ・ 周知方法  
→ 市報、応募チラシ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック  
※ 応募チラシは学校と自治会で配布、地域公民館等に設置

・ 応募条件

- (1) 「中央小」「星宮小」は使用しない
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナにより表記、読み書きが容易
- (3) 児童・生徒や住民等の理想や願いが込められた名称
- (4) 新しい学校としてふさわしい名称  
※ 新しい校名に込めた思い、理由の記載

・ 候補の絞り込み基準

- (1) 同じ名称は何件あっても1案
- (2) 1案に対する応募数は公表しない
- (3) 1案に対する応募数によって選定しない
- (4) 新たな学校名に対する思いや理由により選定  
※ 学校運営部会で何案まで絞るかは選定時に協議

◎ 体操着（ジャージ）について

→ P T A 部会で協議

- ※ 体操着等は保護者に直接関係してくる内容のため、はじめに、P T A 部会で検討し、学校運営部会で協議・決定する

【第2回】 令和元年12月11日（水）

◎ 学校名について

前回の決定事項を受けて、募集要項（案）、募集チラシ（案）を作成し、確認

→ 修正事項あり、次回、修正したものを確認

◎ 校章について

- ・ 選定方法 → 公募

# 資料 1

- ・ 応募の対象範囲 → 市内外問わず応募可
- ・ 応募数 → 1人何点でも応募可能
- ・ 応募条件
  - (1) 新しい学校のものとしてふさわしく、明るいイメージ
  - (2) カラー、モノクロいずれも可
    - ※ グラデーション、ぼかし、濃淡での表現は不可
  - (3) 自作、未発表のもので、他の商標や校章の模倣でないもの
    - ※ 中央小、星宮小の校章とは別のもの
- ・ 応募方法
  - (1) 指定の応募用紙または任意のものに図柄、作品の説明を含めた必要事項を記入
    - ※ 手書き、パソコン制作いずれも可
  - (2) 持参、郵送、Eメールで教育総務課へ、応募箱に投函
    - ※ 応募箱設置場所：忍中、中央小、星宮小、地域の公民館、市役所、総合体育館、コミセン
- ・ 周知方法
  - 市報、応募チラシ、ホームページ、ツイッター、フェイスブック
  - ※ 応募チラシは学校で配布、地域の公民館等に設置
- ・ 最終決定までの流れ
  - 公募により集まったデザイン案を
    - (1) 学校運営部会で絞り込み
    - (2) 準備委員会で絞り込み
    - (3) 中央小・星宮小の児童による投票で決定

## 【第3回】 令和2年1月8日（水）

- ◎ 学校名について
  - 前回の修正事項を受け、修正したものを確認・決定
- ◎ 校章について
  - 前回の決定事項を受けて、募集要項（案）、募集チラシ（案）を作成し、確認 → 継続協議
- ◎ 校歌について
  - ・ 作成方法【事務局案】下記パターンを提示

	A	B	C	D	E	F
作詞	音楽家	教職員	公募	教職員	公募	音楽家
作曲	音楽家	音楽家	音楽家	教職員	教職員	教職員

- ※ 作曲は音楽家か教職員
- ※ 音楽家に対しての費用は50万円

※ 公募は費用なし

※ 教職員は謝礼程度

上記事項について継続して協議

【第4回】 令和2年6月10日（水）

◎校名について

- ・ 214名から応募、候補数は74案となる。
- ・ 校名に込めた思いや委員の話し合いで段階的に絞り込んだ。

第1候補：忍小学校

第2候補：うきしろ（浮城・浮き城）小学校

## 2 通学部会

【第1回】 令和元年11月19日（火）

◎ 部会長・副部会長の選出

- ・ 部会長：星宮小学校長 芙蓉委員
- ・ 副部会長：中央小学校保護者代表 長島委員

◎ 検討事項

- ・ バスの利用基準 【事務局案】2.5 km（小学生）
- ・ 停留所の位置 【事務局案】各地区に1カ所
- ・ 運行ルート 【事務局案】2ルート
- ・ バスの種類：利用者を把握した後に決定
- ・ 時刻表
  - 【事務局案】行き：7時45分到着を目途に1便
  - 帰り：15時（5時限）16時（6時限）の2便
- ・ 中央小の発着場所 【事務局案】バスターミナル
- ・ 停留所までの行き帰り方法 【事務局案】保護者の送迎
- ・ 立哨当番、ボランティアの関わり
- ・ バス利用児童のチェック方法 【事務局案】バスの運転手による点呼
- ・ バスの座席 【事務局案】指定席
- ・ 乗り遅れ、遅刻、早退時の対応 【事務局案】保護者対応

上記事項について継続して協議

【第2回】 令和元年12月17日（火）

前回の協議事項を継続して協議、以下の事項が決定事項

- ・ バス利用基準 → 2.5 km以上となる場合  
上池守、下池守、小敷田、中里の一部（北部）でバス利用
- ・ 中央小の発着場所 → バスターミナル
- ・ 停留所までの行き帰り方法 → 保護者の送迎

- ・ バス利用児童のチェック方法 → バスの運転手による点呼
- ・ バスの座席 → 指定席
- ・ 乗り遅れ、遅刻、早退時の対応 → 保護者対応

上記以外は継続して協議

【第3回】 令和2年2月28日（火）

- ・ バス利用基準 「中里の一部」に「中里全域」に変更
- ・ 運行ルート・停留所の位置の検討（継続審議）

【第4回】 令和2年6月16日（火）

- ・ 運行ルート・停留所の位置の素案を作成
- ・ 皿尾地区の徒歩通学路の素案を作成

### 3 P T A 部会

【第1回】 令和元年11月20日（水）

◎ 部会長・副部会長の選出

- ・ 部会長：中央小P T A会長 小池委員
- ・ 副部会長：星宮小P T A会長 市川委員

◎ 中央小・星宮小のP T A活動について

各校の総会資料、会則を提示し、これを基に次回の会議で意見を聴取し会則や行事等を検討していく

◎ 体操着（ジャージ）について

- ・ P T A部会で協議することについて説明し、了承を得る
- ・ 各校の現状を基に協議 → 次回継続

【第2回】 令和元年12月18日（水）

◎ P T A会則について

- ・ 両校の会則を見比べた結果、両校の会則をすり合わせるのは困難
- ・ そのため、小池部会長、市川副部会長で新校のP T A会則案を作成し、次回会議で提示する

◎ 体操着（ジャージ）について

- ・ ジャージは新しいデザインとするが、中央小のものに似たデザイン
- ・ 体操着は継続協議

【第3回】 令和2年2月26日（水）

◎ P T A会則について

- ・ 会則の草案を部会長から提示。
- ・ 今後の進め方として、組織をまとめてから会則を作っていく事になる。

◎ 体操着（ジャージ）について

- ・ 基本的な仕様はP T A部会で決定し、最終決定の段階で保護者投票を行

う。

【第4回】 令和2年6月17日（水）

- ◎ 体操着（ジャージ）について
  - ・ サンプルの確認
  - ・ スケジュールの決定
    - 9月 メーカーからの説明
    - 11月～12月 保護者投票
    - 12月 ジャージ決定
    - 令和3年1月～3月 PTA部会で半袖短パンの検討・決定
  - ・ メーカーからの説明の検討
    - 2社から2点提案してもらう。条件は、「中央小に似たもの」と「現在の金額から大きく変わらない」こと。
  - ・ 保護者投票の検討
    - 候補数は4点。学校と公共施設に展示する。投票者は小1～小6とする。
- ◎ PTA会則について
  - ・ 令和3年度当初のPTA総会に諮る。